

休日保育の利用について

1 概要

保護者の就労などにより、日曜日や祝日にご家庭で保育ができない場合に利用できます。原則、休日保育を利用した場合、代わりに平日（月～土曜日）に利用している施設において、平日利用しない日を設けていただきます。

2 対象

函館市から保育認定（2号認定または3号認定）を受けて保育所等を利用しており、保護者のいずれもが日曜日・祝日に常態的に保育を必要とするお子さん。

※ 父母もしくは他の家族が保育できない場合に限りです。

また、保育認定を受けた事由と異なる事由での利用はできません。

3 利用料

無料

4 実施日

日曜日・祝日（12月29日から翌年1月3日を除く）

※ 行事等で休日保育が実施できない場合がありますので、実施施設にご確認ください。

5 実施施設

(1) 中央認定こども園（新川町1-5 電話23-5111）

(2) 認定こども園杉の子保育園（本町9-23 電話51-7561）

6 利用時間

実施園の開園時間内（函館市から認定されている保育の必要量の範囲内）

7 利用方法

- (1) 平日利用している施設（入所施設）に休日保育を利用したい旨を伝え、「休日保育利用申込書」、「休日保育利用および代替休日取得申出書」を受領します。
- (2) 「休日保育利用申込書」に必要事項を記入のうえ、休日保育を利用したい施設に提出し、承認を受けてください。函館市において、保護者の勤務状況を確認できない場合は休日勤務していることを確認できる在職証明書等が必要になります。また、初めて利用する場合は、施設からお子さんの様子などを伺います。
- (3) 承認後、利用を希望する月ごとに、保護者の代替休日取得状況を記入した「休日保育利用および代替休日取得申出書」に入所施設の承認印を受けてから、(2)で承認を受けた施設に提出してください。休日保育実施施設で申込状況に応じて受け入れを決定します。提出期限は利用希望月の前月の15日までです。

函館市子ども未来部子どもサービス課
認定・入退所担当 電話 21-3271